長与町総合教育会議次第

日時　平成27年６月25日(木)午後３時

会場　長与町役場４階 第２委員会室

１　開会

２　町長挨拶

３　教育委員会委員長挨拶

４　構成員紹介

５　議事

【基本事項】

（１）総合教育会議の概要について　資料１

（２）総合教育会議の運営について　資料２

【協議事項】

（３）大綱について　資料３

６　その他

・今後の日程について　資料４

７　閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

（構成員）

役　職　名	氏　　名	備　　考
町　　長	吉田（よしだ）　慎一（しんいち）	
教育委員会　（委 員 長）	村上（むらかみ）　光子（みつこ）	
教育委員会　（委　　員）	原田（はらだ）　成信（しげのぶ）	
教育委員会　（委　　員）	野口（のぐち）　眞知子（まちこ）	
教育委員会　（委　　員）	古賀（こが）　清彦（きよひこ）	
教育委員会　（教 育 長）	黒田（くろだ）　義和（よしかず）	

（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課）

資料１

総合教育会議の概要について

１　会議の趣旨

総合教育会議は、首長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場である。

２　会議のポイント

〇会議の設置は、町長が行う。

〇構成員は、町長と教育委員会である。

〇会議は、町長が招集する。

〇会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項である。

・教育行政の大綱の策定

・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

〇町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。

〇会議は、原則公開である。

〇議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

〇会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行うものとする。

資料２

長与町総合教育会議設置要綱（案）

（趣旨）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携して効果的な教育行政を推進するため、長与町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関する事項及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項に規定する構成員の事務の調整を行う。

(1)　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2)　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(3)　その他教育、学術及び文化の振興に関して特に協議が必要な事項

（構成員）

第３条　会議の構成員（以下「構成員」という。）は、町長と教育委員会とする。

（会議）

第４条　会議は、町長が招集する。

２　教育委員会は、協議する必要があるときは、その具体的事項を示して、町長に会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第５条　会議は、第２条に規定する協議又は調整を行うに当たり必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第７条　会議の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項に関して必要な事項は、教育委員会の会議（長与町教育委員会会議規則（昭和３１年規則第３号）第１条に規定する会議をいう。）の例による。

（議事録）

第８条　会議を開いたときは、その要旨等について議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

（結果の尊重）

第９条　会議において調整が整った事項は、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（庶務）

第１０条　会議の庶務は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行う。

（委任）

第１１条　会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年　月　日から施行する。

資料３

教育のまち　ながよ

長与町教育大綱

平成２７年６月

長　　与　　町

長与町教育委員会

長与町教育大綱

はじめに

長与町では、「住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」を目標に、地域の特性やこれまでのまちづくりに対する町民の評価、今後のまちづくりのニーズ、現下の社会・経済動向等を総合的に勘案しながら、町政・教育行政の推進に取り組んでおります。

そういう中、平成27年４月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新教育委員会制度がスタートしました。同法には新たに町長が「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との協議により、教育に関する「大綱」を策定することとなっています。

教育は、豊かで安定した環境の中にあってこそ、円滑に進められ、十分な成果を上げるものです。「総合教育会議」の中で、「ひとづくり・地域づくり・ふるさとづくり」において重点的に講ずべき施策等について協議・調整することを通して、町長と教育委員会が、本町における教育施策の方向性を共有し、軌を一にして執行することにより、これまで以上に教育施策の推進・成果の充実が得られるものと確信しています。

【教育大綱のめざすもの】

長与町の教育は、生命の尊さや個人の尊厳を重んじることを基調として、郷土の伝統や文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、公共の精神を身につけ、我が国や世界の発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

【基本理念】（町の総合計画より）

１．垣根を越えた信頼ときずなで、ともに育ち合う ひとづくり

～共生、協働、人権尊重、男女共同参画～

２．快適で地球に優しい持続可能な 地域づくり

～循環型社会の創造、地域のブランド化～

３．誰もが暮らしやすい、いつか帰りたい ふるさとづくり

～バリアフリー、ユニバーサルデザイン、住民満足度向上～

【基本目標と施策】

◇生命の尊さと個人の尊厳を重んじる

○明るい社会をつくる人権・同和教育の推進
○国際理解教育の推進

◇町民の豊かな自己実現と共生社会の実現を図る

○幼児教育の充実
○心の豊かさと自ら学ぶ力を育てる学校教育の実現
○学び合う心を育てる生涯学習の推進
○安全で快適な教育施設の整備
○家庭教育の支援
※自治会の活性化

◇豊かな郷土と住みやすい生活環境を守る

○郷土の豊かさを育む文化の振興
※生活環境整備、自然環境保全

◇健康で活力ある人生の創出を支援する

○たくましさ・やさしさを持つ青少年の育成
○健康で活力ある町民を育てる体育・スポーツの振興
※子育て家庭の支援
※地域コミュニティの活性化
※生きがいづくり
※福祉・厚生の充実

※は、教育委員会所管ではないが、教育施策の充実を図る上で、
連携・協力して取り組むことが望ましいものです。